

## 防災訓練実施結果報告書

平成26年 4月22日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地1

氏名 三菱原子燃料株式会社

代表取締役社長 須藤俊

(担当者 : [REDACTED] 所属: 安全管理課

電話 : [REDACTED])

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき報告致します。

原 子 力 事 業 所 の 名 称 及 び 場 所	三菱原子燃料株式会社 茨城県那珂郡東海村舟石川622番地1
防 災 訓 練 実 施 年 月 日	平成26年3月4日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	放射性物質の法令基準値を超える放出が、10分以上連続して検出され、原災法第15条通報相当事象に至るという原子力災害を想定
防 災 訓 練 の 項 目	防災総合訓練
防 災 訓 練 の 内 容	(1) 通報訓練 (2) 緊急被ばく医療訓練 (3) 緊急時対策要員の動員訓練 (一斉呼出確認訓練含む) (4) モニタリング訓練 (5) アクシデントマネジメント訓練 (6) 要素訓練
防 災 訓 練 の 結 果 の 概 要	別紙1のとおり
次回防災訓練に向けた改善点	別紙1のとおり

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

### 防災総合訓練結果報告の概要

#### 1. 訓練の目的

本訓練は、「三菱原子燃料株式会社 原子力事業者防災業務計画 第2章 第7節」に基づき実施するものである。

本訓練の目的は、原災法第15条通報相当事象が発生したという想定で防災総合訓練を実施し、防災組織が迅速かつ適切な対応が取れる事を確認するとともに、過去の訓練からの改善事項が是正されていることなど、以下の点について確認するものである。

- ① 原災法第15条通報相当事象が発生した際の影響調査及び拡大防止措置の対応が適切に行えることを確認する。
- ② 社外関係機関への通報連絡（FAX第1報）が、事象発生後15分を目途に行えることを確認する。（改善事項）
- ③ 動員した防災組織要員のうち、一部の現場活動隊員において、緊急事態対応能力の向上を目的とした、要素訓練を並行して実施する。（改善事項）

#### 2. 実施日時及び対象施設

##### (1) 実施日時

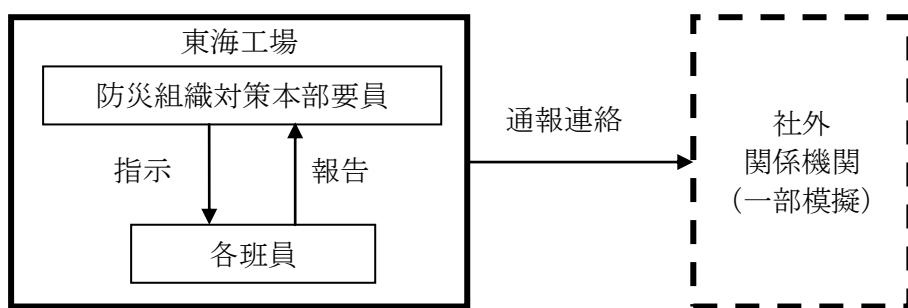
平成26年3月4日（火）13：30～16：00

##### (2) 対象施設

東海工場

#### 3. 実施体制、評価体制及び参加人数

##### (1) 実施体制



##### (2) 評価体制

本訓練においては、訓練社内モニターを設け、緊急時対策の分野において確認すべき具体的な内容（防災組織の機能や、通報・連絡など緊急事態対応）を列記したチェックシートを用いて評価を実施した。

また、訓練実施者からも反省点や改善点を抽出した。

### (3) 参加人数 143名

- ・防災組織要員（対策本部 72名、現場活動隊 64名）、警備所 1名 総数 137名
- ・訓練社内モニター 2名
- ・東海・大洗原子力規制事務所 2名（中嶋副所長、水野検査官）
- ・ひたちなか・東海広域組合消防本部 2名（放水訓練指導）

## 4. 原子力災害想定の概要

東海工場の通常操業時（平日昼間）に、成型工場内でウラン粉末の飛散が発生した。

当該事象において、作業員 1名が負傷し、内部被ばくが発生した。また、飛散したウラン粉末は、通常の排気経路に不具合が発生したため、排気筒からそのまま屋外に放出され、ダストモニタにより放射性物質の法令基準値を超える値が、10分以上連続して検出（原災法第 15 条第 1 項の通報事象に該当）された、と想定。

## 5. 防災訓練の項目

総合訓練

## 6. 防災訓練の内容

- (1) 通報訓練
- (2) 緊急被ばく医療訓練
- (3) 緊急時対策要員の動員訓練
- (4) モニタリング訓練
- (5) アクシデントマネジメント訓練
- (6) 要素訓練

## 7. 訓練結果の概要

### (1) 通報訓練

国、地方自治体（茨城県、那珂市及び東海村）、オフサイトセンター等、緊急事態が発生した際に通報する連絡先の一部に、所定の様式を用いて事象発生後 15 分を目途に FAX 第 1 報を送信し、電話による FAX の着信確認を実施した。以降事態収束報告となる第 4 報まで FAX 送信と着信確認を実施した。

また、オフサイトセンター派遣者など、外部との連絡において携帯電話が使用できない場合を想定し、衛星携帯電話による通信訓練を実施した。

### (2) 緊急被ばく医療訓練

管理区域内作業における負傷により、放射性物質（ウラン）が傷口に入り込み、内部被ばくが発生したという想定で、患部の除染・養生、医療機関への搬送（模擬）訓練などを実施した。

### (3) 緊急時対策要員の動員訓練

構内放送によって、緊急時対策要員（防災組織要員）の動員訓練を実施した。

また、EMC（エマージェンシーコール：携帯電話による緊急呼出システム）による動員訓

練も一斉呼出確認訓練として実施した。

(4) モニタリング訓練

排気筒より放射性物質が放出されたという想定であるため、当日の風向・風速をモニタリングし、排気筒の風下ならびに、モニタリングポストが設置されていない、南北敷地境界における放射線モニタリング訓練を実施した。

(5) アクシデントマネジメント訓練

放射性物質の異常放出が発生した際の影響調査及び拡大防止への対応について、現場及び周辺の放射線測定により汚染状況を確認し、排気施設の停止措置（模擬）、HEPA フィルタ交換の実施（模擬）及びウラン飛散現場の養生などの汚染拡大防止措置を実施した。

(6) 要素訓練

動員した防災組織要員のうち、一部の現場活動隊員において、緊急事態対応能力の向上を目的として、以下の要素訓練を実施した。

- ① ひたちなか・東海地区広域組合消防本部の指導の下、弊社所有の可搬式消防ポンプと構内消火栓を用いた放水訓練を実施した。
- ② 付近住民（模擬）に対して、放射線管理員の指導の下、スクリーニング（身体サーベイ）訓練を実施した。

## 8. 訓練の評価

- ① 放射性物質の異常放出（原災法第15条通報相当事象）が発生した際の影響調査及び拡大防止への対応については、現場及び周辺の放射線測定により汚染状況を確認し、排気施設の停止措置（模擬）、HEPA フィルタ交換の実施（模擬）及び現場の養生などにより汚染拡大防止措置の対応が適切に行えることを確認できた。
- ② 原災法第15条通報相当事象における、社外関係機関への通報連絡（FAX 第1報）対応については、所定の様式を用いて、事象発生後迅速（16分後）に通報連絡が行えることを確認できた。（FAX 第1報の発信までに時間を要していた事例に対する改善）
- ③ 動員した防災組織要員のうち、一部の現場活動隊員において、緊急事態対応能力の向上を目的とした、要素訓練（放水訓練、スクリーニング訓練）を並行して実施した。（総合訓練において、一部の現場活動隊員に待機時間が発生していた事例に対する改善）
- ④ 良好事例として、今回から構内放送で逐一状況報告を行い、全社的な情報共有をはかることが出来た。

### 今後に向けた改善点

当該訓練において抽出された主な改善点は以下の通り。

- ・対策本部と現場活動隊との無線連絡において、通信状況の不具合（混信、防護マスク越しの発声など）に、本部基地局の音量を上げて対応したため、周囲の会話に支障があったことから、無線の使用に関して調整を行うこととする。
- ・構内放送で逐一状況報告を行ったが、重複した内容を何回も放送していたため、変更点のみを放送することとする。

以上